

議案第三一號

基本財産 造成に因する分収契約の締結について

三朝町条例第四九号に基き実施し基本財産林造成事業に因する分収契約を別紙各頂の通り締結するものとする。

昭和三十九年三月十七日 提出

三朝町長坂出雅己

昭和三十九年三月十七日 原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議會議長 加藤幸太郎 印

